

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：32414

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730524

研究課題名(和文) 公正な社会政策の実現に向けた総合的研究：「互酬性」の観点から

研究課題名(英文) A critical consideration on "Reciprocity": sociological study for realizing critical social policy

研究代表者

平野 寛弥 (HIRANO, Hiroya)

目白大学・人間学部・専任講師

研究者番号：20438112

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：権利と義務の対応関係を表す互酬性は、シティズンシップを規定する規範として機能してきた。本研究では互酬性をめぐる言説の変遷に注目し、それを権利と義務の関係性から分析することで、各言説の可能性と限界を明らかにするとともに、より望ましい互酬性のあり方を構想した。その結果に基づき、より多様な形での社会参加の実現に向けて、他者との関係づくりの促進、生活時間の自由な配分、労働時間に規定されない所得の確保「貢献」概念の拡張を図る必要があることを指摘した上で、そのための政策案の一つとして、ワークシェアリングと支給要件の緩やかな現金給付(究極的にはベーシック・インカム)を組み合わせることを提案した。

研究成果の概要(英文)：This study aims at identifying the difference among various concepts of reciprocity in social policy context, in terms of their structures, and then exploring the potential of theories of "diverse reciprocity", which is one of new theories concerning reciprocity. Based on these examinations, four key conditions for inclusive society through participation in various activities are pointed out: encouragement of making relationships with others / temporal autonomy (discretionary control over one's time) / income maintenance regardless of working hours / expanded concepts of "social contribution". As one of the possible policy options for satisfying these conditions, this study proposes the combination of job-sharing with the less conditional income support system including "basic income". By implementing this, people can get their temporal autonomy without losing their economic autonomy. Such a situation enables people to participate in various activities voluntarily.

研究分野：福祉社会学

キーワード：互酬性 社会政策 生活時間 シティズンシップ 社会的包摂 ベーシック・インカム

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の着想に至った経緯

これまで申請者は、革新的な所得保障構想であるベーシック・インカムをはじめ、包摂型社会の実現に向けた、より公正な社会政策の実現可能性を検討してきた。

公正な社会政策の実現に際しては、社会政策の目標として設定されるべき「公正な社会」の基準とは何か？/ そのような社会はいかにして実現可能か？という二つの問いに答えなければならない。ここで注目されるのが、人々の生が相互依存関係にあることを示す「互酬性 (reciprocity)」である。かねてより互酬性は、社会の構成原理 (Rawls 2001) であるとともに社会政策を支える理念 (Titmuss 1970) とされ、互酬性およびそれに基づいた社会関係 (互酬的關係) の存在は公正な社会の基準のひとつである。しかし近年、社会関係の希薄化や相互信頼の低下により互酬的關係が変容するなかで社会政策の「契約化」(Handler 2004) が進み、貧困や社会的排除への集合主義的対応が困難となっている。かかる状況を踏まえるならば、人々の生活保障のみならず、互酬的關係を形成・維持するための政策的対応は喫緊の課題である。

(2) 国内外における関連分野の研究動向

近年の福祉国家再編に伴い、社会政策の対象の選別化・給付内容の厳格化が進められた中で、社会政策の分野では互酬性および互酬的關係のあり方をめぐる議論が活発化した。たとえば日本における代表的論者である後藤は、ロールズの正義論に着想を得て、直接的な関係性にとどまらない「相互性 (reciprocity)」の必要性を指摘し、ルールを媒介として成立する関係性としての「公共的相互性」の概念を提示した (後藤 2008: 152-159)。また、近年の互酬性をめぐる論争の中心人物であるフィッツパトリックは、「多様な互酬性 (diverse reciprocity)」の構想を提示し、ケアの社会化や社会の持続可能性との親和性も考慮に入れながら、即時的な等価交換としての市場交換にとどまらない社会的交換の実現の必要性を主張している (Fitzpatrick 2003: 50-51)。このように新たな互酬性の構想およびそれに基づく社会関係の構築は日本のみならず、個人化が進展する現代社会において「社会的なもの」の再編を目指す一つの試みである。

2. 研究の目的

本研究は、社会政策を支える理念とされる互酬性に着目し、互酬性に基づく社会関係の維持・形成要因を検討するとともに、その醸成を促す政策手法を開発することを目的とするものであり、福祉社会学的研究の一つとして位置づけられる。

具体的には前述の関連分野の研究動向を踏まえ、先行研究における議論を整理して望ましい互酬性のあり方を検討する (規範論) だけにとどまらず、互酬性に基づく社会関係

が形成・維持される要因を経験的データをを用いて分析し (実証分析)、その結果を基に望ましい互酬性に基づく社会関係を醸成させるための政策手法を開発する (政策論) という三段階のプロセスを踏む。

3. 研究の方法

(1) 先行研究の検討を通じた互酬性概念の類型化と分析モデルの構築

互酬性に関する先行研究を検討し、各論者が主張する互酬性の構想を整理した上で類型化する。さらにこの類型化作業で導出できた分類項目を使用して、分析モデルを構築する。なおこれらの作業は、グッディンの研究で採用された分類項目を参考とする (Goodin 2002)。

(2) 公開データを用いた分析を通じた互酬的關係の形成・維持要因の検討

で構築したモデルを用いて、互酬的關係の形成・維持要因を分析する。具体的には、公開データを利用し、互酬的關係の形成・維持に関連すると思われる要因と社会的シテイズンシップに見られる権利・義務關係の形態との関連について検討するとともに、国際比較を行う。

(3) 互酬的關係の醸成しうる政策案の導出

の分析結果を踏まえた上で、互酬的關係の醸成に向けた政策案を考察する。

4. 研究成果

(1) 先行研究の検討と互酬性概念の類型化概念の定義と分析枠組み

しばしば誤解されるが、互酬性は交換行為そのものではない。伊藤が既に指摘しているように、互酬性は行為としての贈与や交換を総体として規定する関係概念である (伊藤 1996: 2)。換言すれば、互酬性は交換行為の形態を規定する規範としての性格を持つ。したがって、いかなる互酬性に規定されるかにより、具現化される交換行為の形態は異なる。そこで本稿では、互酬性をグールドナーの「それぞれの当事者が権利と義務を持っている関係」(Gouldner 1960: 169) という定義を操作化する形で、「それぞれの市民が社会的権利³⁾と市民的義務を持っている関係」と定義する。そのうち義務については、政治哲学者のグッディンが義務と責任の違いを考える上で示唆的な議論を展開している。彼によれば、一般に両者とも「主体 A は状態 X が確実なものとなるようにすべきである (A ought to see to it that X)」という形で表現される規則 (prescription) であるが、「責任 (responsibilities) は帰結主義的 (consequentialistic) な倫理であるのに対し、義務 (duties) は義務論的 (deontological) な倫理である。義務は何らかの行為を命じるものであるのに対して、責任は何らかの結果を命じる」(Goodin 1986: 50) ものとして区別される。また義務の場合、主体は特定の行為を遂行するよう強いられる一方、責任の場合は

特定の目標を追求するよう強いられるのであって必ずしも特定の行為を遂行する必要はなく、この点で義務に比べて主体の裁量が認められる (Goodin 1986: 53)。以上のグッディンの議論に従うと、義務と責任の両概念には区別されるべき大きな差異がある。そこで本稿では、義務は「原理や規則に基づいて命じられる行為」、また、責任は「特定の結果の達成を引き受けること」と定義した。

さて互酬性の構造、すなわち互酬性における権利と義務との関係の在り方は、関係概念としての互酬性の在り方を規定するとともに、それぞれの互酬性の差異として表われる。この互酬性の構造については、グッディンの先行研究 (Goodin 2002) に依拠しつつ、以下の三つの視点から分析した。

第一の視角は、互酬性における相互義務 (mutual obligations) の関係に見られる条件性 (conditionality) である。ここでいう相互義務の関係とは、自分の他者に対する義務と他者の自分に対する義務の関係のことを指す。両者の関係如何により互酬性の性格は大きく変わってくる。これについてグッディンは、三つの類型を指摘している (Goodin 2002: 584-585)。すなわち、1) 相互的ではあるが独立 (mutual but independent)、2) 相互に依存しつつも条件づけられていない (mutually dependent but unconditional)、3) 相互に条件づけられている (mutually conditional) の三つである。1) では、自分も他者も相手に対する義務を負っているが、他者の自分に対する義務は、自分の他者に対する義務の理由になっていない。また 2) では、自分の他者に対する義務の理由は、他者の自分に対する義務にあるが、他者が義務を履行しないことで自分の義務が免除されるわけではない。そして 3) は、自分の他者に対する義務の理由は他者の自分に対する義務にあり、かつ他者が義務を履行しなければ自分も義務を履行しないというものである。

第二の視角は、相互の義務が履行される時機 (temporality) である。これについてグッディンは、 α) 同期的 (synchronous)、 β) 通時的 (diachronic)、そして γ) 偶発的 (contingent) の三つの類型を示している (Goodin 2002: 585-587)。このうち α) では、自分の義務と他者の義務が基本的に同時に履行される。また β) では、一方の義務が他方の義務に先行して履行される。そして最後の γ) では、それぞれの義務の履行時機は特定されない。

第三の視角は、互酬性が波及する範囲 (coverage) である。ここでいう範囲には、互酬性に基づく社会関係の規模といった空間的な意味だけではなく、どのような人々が互酬性に基づく社会関係に包摂 / から排除されるのかといった規範的な意味も含まれる。社会政策の配分原理として互酬性を検討する上では、いかなる人々が配分の対象となる / ならないのかは重要な視角である。

社会政策における互酬性論の変遷

福祉国家の黄金時代 を代表する互酬性論は、ティトマスの『贈与関係 (The Gift Relationship)』(Titmuss 1970) である。ティトマスは各国の献血システムの比較分析から、イギリスの献血システムで採用されている匿名性の原理に注目し、このシステムの下では見知らぬ者 (stranger) 同士の間で血液の贈与と交換が行われているという事実を指摘した。そこでは贈与を行う者は特定の相手からの返礼を期待しておらず、またその贈与も特定の相手に対するものではないという非人称な関係性が成立している。こうした関係の中で行われる贈与をティトマスは「自由贈与」と呼び、諸個人は利他的な (altruistic) 動機を持つがゆえに自発的に (つまり本人の自由な意思に基づき) 贈与を行っていると考えた。その上で彼は利他的な動機が「同胞愛の精神に基づく関係 (fellowship relationship)」に由来するものであるとともに、こうした関係性が NHS (国民保健サービス) をはじめとする普遍主義的な制度に支えられていると主張した。つまりティトマスは、贈与と交換を通じて互酬性の規範が社会集団や世代の違いを超えて維持されるためには、それを助長する福祉制度や医療制度の体系 (福祉国家体制) が必要であると考えていたのだ。

けれども、福祉国家再編期に支配的な互酬性論となったのは「福祉契約主義」である。福祉国家体制は経済成長の鈍化に起因する財政悪化と新自由主義思想の拡大により支持を失う中、従来の権利中心的なシティズンシップに代わり、シティズンシップにおける義務や責任の重要性が強調されるとともに、市民的徳性 (civic virtue) を備え公共的事柄に関与する積極的市民 (active citizen) が要請されるようになる。ここに至って互酬性の規範はシティズンシップにおける権利と対置される義務や責任を導出するためのレトリックとして再び注目を集めることとなった。

義務や責任を強調する傾向は、1990年代半ば以降、ヨーロッパ各国で誕生した社会民主主義政権の下でも継続されたことで決定的となった。イギリスを中心に影響力を誇った「第三の道 (The Third Way)」と呼ばれる新たな社会民主主義の政治の下では、契約というレトリックを用いて、権利に伴う責任の重要性が喧伝された (The Secretary of State for Social Security 1998)。具体的には新たな共同体としての「アクティブな市民社会」(Giddens 1998=1999: 137) の担い手である市民は権利に伴う責任を負い、積極的市民として行動することが要請される。ここでいう市民の責任とは、端的には賃金労働への従事という形で義務を履行することを指し、「労働のための福祉 ("welfare to work")」というスローガンの下、市民は社会的権利の享受と引き換えに労働の義務を果たさなければならない。このような権利と義務の関係のあり方は「福祉契

約主義 (welfare contractualism) (White 2003: 12) と呼ばれ、社会政策における互酬性をめぐる近年の議論で支配的位置を占めている。

他方で、福祉国家再編期において「福祉契約主義」の対抗言説として論じられているのが「多様な互酬性」論である。

その代表的論者のフィッツパトリックは、「多様な互酬性」論の特徴を次の四点に整理している。第一に、社会的包摂にとどまらず物質的平等を追求する。第二に、権利は社会的自己 (the social self) の基礎として無条件に承認されるべきものである。第三に、互酬性は社会的でなければならない。これは義務が社会関係の構造に由来して決まる各人の履行能力と関連している以上、権利と義務は必ずしも個人の単位で関連付けられるわけではなく、また賃金労働のみがシティズンシップに見合う義務とされるべきではないという意味である。第四に、互酬性は一般的でなければならない。つまりシティズンシップにおける互酬性は市場交換に帰せられるべきでなく、一般互酬のように緩やかな社会的交換として均衡が保たれなければならない、ということである (Fitzpatrick 2003: 50-51)。

ここで前提されているのは、社会的自己としての人々の生が相互依存 (interdependency) の関係にあるという根源的事実 (brute fact) に基づき、人々がメタ義務 (meta-duty) として、互いに助け合わねばならないという義務を最初から負っているということである。この義務を遂行するために、基本的な権利を無条件で付与することが要請される。また、人々が実際に履行する義務の内容は、民主的熟議を経て決定されるとともに、各人は分配構造上の位置やケイパビリティによって決まる履行能力に応じた責任を負う (Fitzpatrick 2005: 23-24)。よって「多様な互酬性」では、各人が履行する義務の内容は同じであるとは限らず、またあらゆる者が義務の履行責任を負うわけではない。

互酬性の構造からみる「多様な互酬性」論の特徴

先に設定した分析枠組みに沿い、各互酬性論の構造を比較した結果をまとめたものが表1である。

『贈与関係』における互酬性では、誰もが贈与の義務を負うものの、自分が義務を履行するかは、他者が履行するかと関わりなく自発的に判断される。それゆえ各人の義務は相互的ではあるが、条件づけられてはいない。この点で、集団の構成員として負う義務 (集団的義務) と個人の履行責任 (個人的責任) は区別されている。また『贈与関係』においては、自発的な義務の履行を動機づける「同胞愛の精神」の共有は互酬性の維持に不可欠である。それゆえ「同胞愛の精神」が共有される限りは、特定の世代や人間関係に限定されることなく広範な範囲で互酬性が成立しうる。この場合の互酬性に基づく関係はいわ

ゆる 一般互酬 の形態を取る。

一方「福祉契約主義」における互酬性では、権利と義務とは互いに条件づけられ、義務を履行した市民にのみ権利が与えられる。ここでは義務を履行しない限りは互酬性が成立しないため、集団的義務と個人的責任は区別されない。さらに権利に対する義務の履行は同期的な関係に置かれることから、権利を伴わない義務 や 義務を伴わない権利 は認められない。それゆえこの場合の互酬性に基づく関係はいわゆる 限定互酬 の形態を取ることになる。

最後に、「多様な互酬性」における互酬性では誰もが権利と義務を負うが、義務の履行は履行能力に依存するため、集団的義務と個人的責任は区別されている。また、権利と義務は互いに条件づけられておらず、必ずしも同期的な関係に置かれるわけではないため、権利を伴わない義務 や 義務を伴わない権利 が認められる。したがって「多様な互酬性」では、特定の年代・世代や人間関係に限定されずに広範な範囲で互酬性が成立し、その結果互酬性に基づく関係は 一般互酬 の形態を取る。

表1 互酬性の構造

	「贈与関係」	「福祉契約主義」	「多様な互酬性」
互酬性発生の条件	同胞愛の精神に基づく贈与	アクティブな市民社会を作るための契約	生の相互依存性という事実を前提とした契約
相互義務の条件性	相互的であるが独立	相互に条件づけられている	相互に依存するが条件づけられてはいない
権利と義務の関係	無条件	義務履行が条件	無条件
---権利の性格---	無条件	権利に付帯	無条件 (メタ義務)
---義務の性格---	※義務の履行は自発的意思に依存		※義務履行の責任は履行能力に依存
義務履行の時機	特定されない (contingent)	同期的 (synchronous)	特定されない (contingent)
互酬性の範囲	見知らぬ他者間 <一般互酬>	国家と能動的市民の間 <限定互酬>	国家と市民、市民間 <一般互酬>

出典: Titmuss (1970), White (2003), Fitzpatrick (2003) を基に作成

こうした互酬性の構造を見ると、「多様な互酬性」の構想が持つ特徴が明らかとなる。まずこの構想は、無条件な権利のみを求める戦略に固執するものではない。むしろ「権利に伴う義務」の要求に乗るかたちで無条件な義務を前提としつつも、その義務の履行条件として無条件な権利の要求の正当性を主張する戦略である。換言すれば、義務基底的な互酬性論の枠内で、それを換骨奪胎して無条件な権利保障の擁護を試みている点に、「多様な互酬性」論の最大の特徴がある。

もう一つの特徴は、社会にとって生産的な貢献とは何かを問い直し、賃金労働以外の活動にも貢献の範疇を広げることにより、互酬性に基づく関係をより開かれたものにする点にある。換言すれば、契約という個人主義的な手続に拠りつつも、世代や集団を超えた一般互酬として成立させることこそ、「多様な互酬性」が企図する帰結である。

「多様な互酬性」がもつ社会構想としての可能性

）基礎的な生活保障を無条件に提供

「多様な互酬性」が前提する生の相互依存性は、換言すれば誰もが互いに負債を抱えている関係であり、この負債の返済が無条件に義務とされる状況で、義務履行を可能にするための条件を整えるべく、いわば一定の補償として基本的な権利が無条件に要請される。ここから、基礎的な生活保障が無条件で提供されるという含意が得られる。具体的には、ベーシック・インカムのような受給要件を問わない所得保障や、イギリスのNHS（国民保健サービス）に代表される普遍主義的な現物・サービス給付（教育や医療、介護、育児サービスなど）などが該当するだろう。

）より公正な形で「ヴァルネラブルな人々（the vulnerable）」の保護

ヴァルネラブルな人々とは、乳幼児や重度障害者、ならびに将来世代の人々のように、他者の行為や不作為、あるいはノオビ、自然環境の変化により危害を被る脅威に曝されている人々であり、端的には自らの生を送る上で、多くを他者に依存せざるを得ない人々を意味する（Goodin 1985: 110）。彼らは返礼の義務を果たせず、返礼の期待に応えられない者たちであるが、「多様な互酬性」では義務を伴わない権利や権利を伴わない義務が認められる。つまり義務の履行が困難な人々を例外として区別することなく、同一の互酬性の下で平等な地位にある市民として、その保護をより公正な形で行うことが可能になる。またこれは同世代の人々のみならず、将来世代の人々にも適用できることから、世代間正義をめぐる問題の解決にも寄与しうる。

）義務の選択可能性を実質的に保障

「多様な互酬性」の下では家事労働やケア労働、NPOやボランティア、環境保全などの市民活動といった、多様な活動が新たに義務として認められる道が開かれる。くわえて、基礎的な生活保障が提供されるために収入に関する不安は軽減され、自分の関心や得意分野に沿った活動に十分な時間を確保できるようになるため実際に多様な義務を選択できるようになる。

（2）互酬的關係の形成・維持要因の検討

2009（平成21）年度に行われた「国民生活選好度調査」の結果を検討すると、近年ボランティアやNPO活動への参加を実際に行っている者の割合は高まってきているものの、なお26%にとどまっている。

また、今後参加を希望する者（38.2%）、現在も参加していて今後も参加を希望する者（10.9%）をあわせると50%近くに達する。他方で、これまで参加していたが今後は活動を減らしたいという者（5.7%）、さらには参加したくないという者（45.1%）も合わせると、ほぼ50%となる。

上記の結果からは、ボランティアやNPOへの参加希望者は全体のほぼ半数に達しているものの、実際に参加しているのは全体の4分の1程度にとどまっていることがわかる。すなわち、参加希望者は十分にいるにもかかわらず、実際には参加していない者が相当数存在するという事実だ。

そこでこうした活動への参加を円滑にするための環境整備として必要と考えるものを尋ねた設問に注目すると、こうした活動を行う団体についての情報提供を求める回答が多かった一方、ボランティア休暇や有給休暇を取りやすくしてほしいという回答も35%の回答者からあった。よって参加を円滑にするためには、ボランティアやNPO活動の団体についての十分な情報提供の他に、こうした活動に参加するための機会と条件を整備する必要があることが明らかとなった。

普段、仕事をしている者にとっては、労働が一日の大半の時間を占めており、それ以外の活動を行うためにはまずそのための時間を確保しなければならない。家庭での時間（育児や家事への従事時間や自分自身の休息時間）を確保しつつ、こうした時間を捻出するためには、労働時間を減らすしかないが、それは所得の減少につながる可能性もある。そうした背景ゆえに参加する意思はあるにもかかわらず参加できずにいる者が相当数に上っているのだと推察される。諸外国以上に仕事へのコミットメントが求められ、常習的に残業が行われて長時間労働が常態化している日本の現状も考えれば、こうした構造的な要因の影響は大きいのではなからうか。

（3）互酬的關係の醸成しうる政策案の導出

以上を考慮すると、互酬的關係の醸成を促進する政策案が解決すべき問題は次のようになるだろう。

他者との関係づくりの促進

生活時間の自由な配分

労働時間に規定されない所得の確保

「貢献」概念の拡張

上記のは「社会的な自己」として生きていくために必要である。自立する者／依存する者と二分法的に捉えるのではなく、だれもが依存し、また依存される存在として、他者や社会と関わりながら自らの生を歩むことが重要であり、その意味では近代社会が前提としてきた「自立を通じて幸福追求をする個人」という人間像の転換を迫るものである。

また、一日の大半を占める労働時間によって規定されている現在の生活時間配分の再編成を要請する。時間配分への自由（temporal autonomy）を高めることにより、自らが望む様々な活動への参加が促されるとともに、そうした活動を通じて多様な他者との関わりが実現するだろう。

はと密接にかかわっている。自由な生活時間の配分は、多くの場合労働時間の減少によって生み出される。これは所得の減少に

つながり、結果として多様な活動への参加を阻害する可能性もある。したがって労働時間の減少によって生じる所得の減少を、やはり生活時間の自由な配分を妨げない形で補填することが求められる。

は経済的な貢献(賃労働)のみが「貢献」として評価されがちな現状を打開し、人々が社会的な自己として生きていく中で行う様々な活動により高い地位を与えるために必要である。こうした活動は、社会の中で共に生きる人々が互いに豊かな生を送る上で欠かせない条件を提供するものであり、多様な社会的承認の場を与えるものでもある。

では以上の4点を網羅できる政策案としてどういったものがありうるだろうか。一つはワークシェアリングと支給要件の緩やかな所得保障(その究極がベーシック・インカムである)を組み合わせることである。

社会全体としての生産を維持する上で労働力を確保する一方、労働時間の過剰を防ぐために並行して現金給付の提供を行うのである。そうすることで、労働時間の削減を労働者自身が行うことの障壁をよりゆるやかにすることができる。同時に、生活時間の配分を自身の裁量下で行うことができるようになる。また、他者との関係づくりの促進という観点では、成人に達した若者に現金給付を行うことで、離家を促し、異なる価値観をもつ他者と関わりながら生きるすべを学ぶ機会を提供できるという利点もある。

こうしたワークシェアリングと現金給付の組み合わせはすでにオランダなどで実践例もあることから、実行可能性について検討の余地は十分にあるだろう。

さらに、賃労働「以外」の活動への参加を意図的に促進するならば、上記の案に加えて、参加所得(participation income)やパウチャーなど特定の活動に従事した場合に追加的な現金給付が支払われるスキームを導入するのも一案である。ただしその場合の懸念として、社会的に価値ある活動/価値のない活動を制度的に切り分けることが不可避であるため、その基準の妥当性が常に問われることになる点は考慮しておく必要がある。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計3件)

平野寛弥, 2014, 「福祉社会学研究の今後の課題: 関連分野の動向も踏まえて」(査読無)『福祉社会学研究』11:81-94.

平野寛弥, 2012, 「社会政策における互酬性の批判的検討: 新たな社会構想としての「多様な互酬性」の可能性」(査読有)『社会学評論』63:239-255.

平野寛弥, 2012, 「書評 仁平典宏著『ボランティア』の誕生と終焉: 贈与のパラドックスの知識社会学」(査読有)『福祉社会学研究』9:188-192.

[学会発表](計6件)

Hiroya Hirano, 「After Disillusionment: “New

Public” policy and Basic Income Debate under the LDP government」, 2014年6月, BIEN (Basic Income Earth Network) The 15th World Congress, McGill University (Montreal, CANADA).

平野寛弥, 「福祉社会学研究に何が求められているのか?」(招待講演)2013年6月, 福祉社会学会第11回大会, 立命館大学(京都府京都市).

Hiroya Hirano, 「The Potential of introducing Basic Income for “New Public Commons” in Japan」, 2012年9月, BIEN (Basic Income Earth Network) The 14th World Congress, Wolf-Ferrari-Haus (Munich, GERMANY).

平野寛弥, 「“Big Society” についての理論的考察: 互酬性の観点から」, 2012年6月, 福祉社会学会第10回大会, 東北大学(宮城県仙台市).

平野寛弥, 「ポスト福祉国家期における社会政策: 互酬性論の観点から」, 2011年8月, 福祉社会学会第31回研究会, 北星学園大学(北海道札幌市).

平野寛弥, 「互酬性(reciprocity)における義務と責任: Robert Goodinの議論を手がかりに」, 2011年6月, 福祉社会学会第9回大会, 首都大学東京(東京都八王子市).

[図書](計4件)

児島亜紀子・伊藤文人・坂本毅啓編(分担執筆), 2015, 『現代社会と福祉』東山書房, 担当頁は235-243.

Yannick Vanderborght and Toru Yamamori (eds.) (分担執筆), 2014, *Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State*, Palgrave Macmillan, 担当頁は247-261.

日本社会福祉学会 事典編集委員会編(分担執筆), 2014, 『社会福祉学事典』丸善出版, 担当頁は14-15および150-151.

福祉社会学会編(分担執筆), 2013, 『福祉社会学ハンドブック: 現代を読み解く98の論点』中央法規, 担当頁は178-181.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平野 寛弥 (HIRANO, Hiroya)

目白大学・人間学部・専任講師

研究者番号: 20438112